

公益法人制度改革について

1. 公益法人制度改革の概要

公益法人制度改革は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不透明性などの従来の問題点を解決する目的に実施され、平成 20 年 4 月には公益認定等ガイドラインを決定、公益法人制度改革に係る整備を含む税制改正法案も成立し、新制度は平成 20 年 12 月 1 日から施行されました。

新制度と旧制度の違いをみると、

「これまで」は、

- 1) 主務官庁に公益性を認められた団体が、法人格を得ることができた。
- 2) 運営は、法律上詳細な規定がなく主務官庁が立入検査を含め監督。
- 3) 法人設立・運営の要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられ、主務官庁ごとにバラツキがありました。

「これから」は、

- 1) 法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団法人を設立可能。
- 2) 一般社団法人のうち、認定法に定められた基準を満たした法人は、公益認定を受けて公益社団法人と認定。
- 3) 基準を満たしているか否かの判断は、民間有識者から構成される国の公益認定等委員会あるいは都道府県の合議制の機関で行われます。

2. 新制度への移行について

現行公益法人から新制度法人への移行期間は 5 年間（平成 25 年 11 月 30 日まで）設けられており、この期間に現行法人は公益認定等委員会の意見に基づく行政庁の認可又は認定を受け、一般社団法人に移行するか、新たな公益社団法人に移行するかを選択します。

移行期間中に移行しなかった法人は解散したものとみなされます。

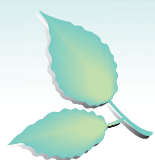
3. 一般社団法人と公益社団法人

- ・一般社団法人は、登記を行うだけで誰でも設立できます。
- ・公益社団法人は、都道府県の合議制の機関の審査を経て設立します。

社会的信用があるとされますが、公益認定基準の遵守と維持が必要です。

4. 本会の進捗

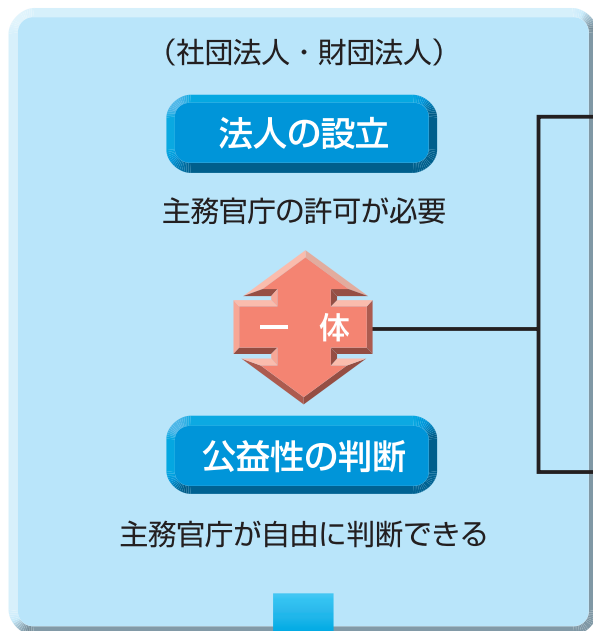
公益目的事業を主たる目的とし、法が定める基準を満たしているかどうかを検討しております。



公益法人制度改革の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

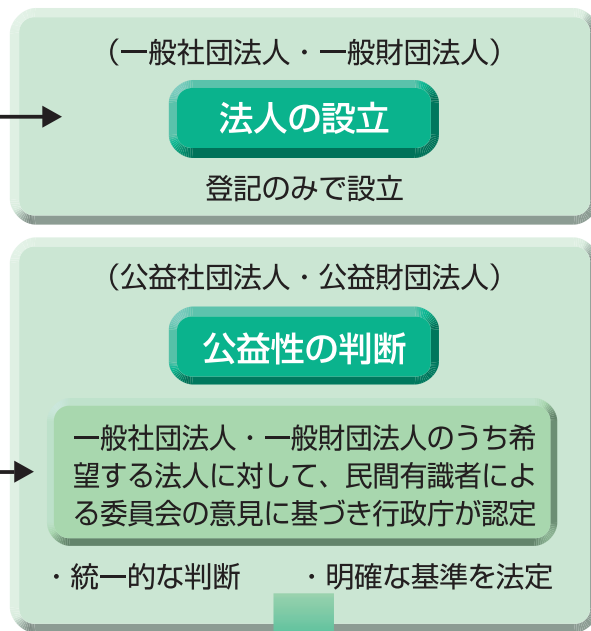


●税との関係

法人格と税の優遇が連動
・法人税は収益事業のみ課税
※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



●税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？

